

寄附金取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県国際交流協会定款第52条の規定に基づき、公益財団法人岩手県国際交流協会(以下「協会」という。)が受け入れる寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類)

第2条 協会が受け入れる寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 寄附者があらかじめ用途を特定して寄附した次に掲げる2種類の寄附金
 - ア 基本財産寄附金 協会の基本財産とすることを指定して寄附された寄附金
 - イ 協賛寄附金 協会が実施する特定の事業を協賛するために寄附された寄附金
- (3) 賛助会費 協会の賛助会員としての会費

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(受入基準)

第3条 協会は、寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れないものとする。

- (1) 寄附金の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が付与されているとき。
 - ア 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。
 - イ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと。
 - ウ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
 - エ 寄附された寄附金を寄附者に無償で譲渡又は使用させること。
 - オ その他理事長が協会の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄附金を受け入れることにより、協会の業務、財務又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金が公益財団法人岩手県国際交流協会定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき。

(受入手続)

第4条 寄附金を協会に寄附しようとする申し出があった場合は、協会は、書面(電磁的方法によるものを含む。)を徴するものとする。

- 2 理事長は、寄附金の申込みを受理したときは、前条に定める受入基準に該当しないことを確認し、寄附金の受入れの決定を行う。
- 3 寄附金の受入れを決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受入れに必要な書類を送付する。

(寄附金の用途)

第5条 一般寄附金については、50パーセントを公益目的事業費に、50パーセントを管理費に使用するものとする。ただし、管理費に充当すべき金額について、管理費に充ててなお残余があるときは、公益目的事業費に充当することができる。

- 2 特定寄附金については、全額を寄附者が特定した用途に使用するものとする。

(受領書等の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 協会は、協賛寄附金について、当該協賛事業の終了後、当該協賛事業に係る協賛寄附金の総額、使途及び収支計算書その他必要な事項を記載した報告書を作成し、寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(情報公開)

第8条 協会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第9条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(補則)

第10条 賛助会費の受入手続、使途、その他必要な事項については、別に定める。

2 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。